

西東京市立ひばりが丘中学校建替協議会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会（以下「準備検討協議会」という。）において協議した事項等を基に、西東京市立ひばりが丘中学校（以下「ひばりが丘中学校」という。）の建替えについて学校関係者から意見聴取を行い、ひばりが丘中学校の建替えの基本計画等の検討をするために設置する、西東京市立ひばりが丘中学校建替協議会（以下「ひばりが丘中学校建替協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

ひばりが丘中学校建替協議会は、次の事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) ひばりが丘中学校の建替えの基本計画に関すること。
- (2) 準備検討協議会において協議した事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

第3 構成

ひばりが丘中学校建替協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 西東京市立中原小学校（以下「中原小学校」という。）、西東京市立田無第二中学校（以下「田無第二中学校」という。）及びひばりが丘中学校に通学する児童又は生徒の保護者 6人以内
 - (3) 中原小学校、田無第二中学校及びひばりが丘中学校に設置する学校運営連絡協議会委員 3人
 - (4) 中原小学校、田無第二中学校及びひばりが丘中学校の通学区域を担当地区とする民生・児童委員 3人以内
 - (5) 中原小学校の通学区域の青少年育成会の会員 1人
 - (6) 自治会長等の地域住民 2人以内
 - (7) 中原小学校、田無第二中学校及びひばりが丘中学校の校長
- 2 前項各号に規定する委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての協議の結果を教育長に報告する日までとする。

第4 会長及び副会長

ひばりが丘中学校建替協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、ひばりが丘中学校建替協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

ひばりが丘中学校建替協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 ひばりが丘中学校建替協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

- 3 会長は、ひばりが丘中学校建替協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

ひばりが丘中学校建替協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 ひばりが丘中学校建替協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、ひばりが丘中学校建替協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7 報償

第3第1項第1号から第6号までに規定する委員がひばりが丘中学校建替協議会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

ひばりが丘中学校建替協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、ひばりが丘中学校建替協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
(西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会設置要綱の廃止)
- 2 西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会設置要綱(平成24年3月14日付23西教教第1291号教育長決裁)は、廃止する。